

市町村による福祉避難所指定を受けた県立特別支援学校の 防災管理の現状と課題

唐 澤 亜由美 奈良県立二階堂養護学校
立 松 麻衣子 奈良教育大学家庭科教育講座

Current Status and Problem of the Disaster-Prevention-Management at Prefectural Special Support Schools in Designation Welfare Shelter by Commune

KARASAWA Ayumi

(Nara Prefectural Nikaido school for special education)

TATEMATSU Maiko

(Department of Home Economics Education, Nara University of Education)

Abstract

In this study, a problem of the disaster-prevention-management at the prefectural special support schools in a designation welfare shelter by a commune is considered. We investigated about the current status of disaster-prevention-management to the commune, prefectural special support schools, and teaching staff members who are working at the special support schools.

Though the commune should be responsible for the operation in the welfare shelter, the operation preparations of goods, materials and support human resources by the commune is not enough. In the current state, special support school is not easy to establish and manage as the welfare shelter, and the commune has to hurry preparations.

On the other hand, the special support school has prepared to make school children safety at the time of a disaster, such as an emergency drill and storage of eating and drinking. But the evacuation site and the shelter besides the teaching staff member and the school children is not prepared. And also, the teaching staff members' consciousness for the disaster-prevention is not high.

It is necessary for the prefectural special support schools to prepare for the disasters by discussions in the prefecture and the commune. It is needed to improve the self-management power for disaster-prevention of all teaching staff members. And also, it is necessary to reconsider the way of the disaster-prevention-management in which all teaching staff members are involved.

キーワード：県立特別支援学校, 防災管理, 福祉避難所,
市町村自治体, 学校防災

Key Words: Prefectural special support school
Welfare shelter, Commune
School disaster prevention

1. はじめに

福祉避難所とは、主として高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される指定避難所のひとつである。指定避難所とは、「災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくな

るまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する」(災害対策基本法第49条の7)とされており、一次避難所、二次避難所もこれに含まれる。

指定避難所の基準は、「一. 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者(以下、「被災者等」)を滞在させ

るために必要かつ適切な規模のものであること」「二. 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること」「三. 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」「四. 車両その他の運搬手段による輸送が比較的安易な場所にあるものであること」「五. 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」)を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること」を満たすことになっている(災害対策基本法第20条の6)。そして、五に記される内閣府令では、福祉避難所は「要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること」「災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること」「災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること」の基準が定められている⁽¹⁾。

福祉避難所については、阪神・淡路大震災における取り組みを総括した「災害救助研究会」(厚生労働省平成7年)が、「福祉避難所の指定」をはじめ報告した。それ以降、必要性は認識されているものの、事前指定への取り組みは市町村でばらつきがある。先の東日本大震災の時に開設・運営された福祉避難所については準備不足が指摘されており、要配慮者に対して十分な専門的支援を供給できず、支援者の課題、移送の課題、トリアージの課題、多様な要配慮者への対応の課題などが挙げられている⁽¹⁾。また、熊本地震の時には福祉避難所に指定されていた施設が被災するなど、東日本大震災以降に準備を行っていたにもかかわらず、震災では想定以上のことが起こり得る難しさが指摘されている⁽²⁾。

A県では、29市町村に202ヶ所の福祉避難所が指定されている(平成29年1月1日現在)⁽³⁾。福祉避難所に指定されている施設の多くは、市町村福祉センターや社会福祉施設であるが、6市町村では学校園28ヶ所を福祉避難所として指定している(表1)。a市は、55ヶ所の福祉避難所を指定しており、そのうち学校が3校あり、すべて県立特別支援学校である。なお、a市では、114ヶ所の一次避難所指定をしており、そのうち学校は市立学校65校である。(平成29年4月1日現在)⁽⁴⁾。

学校防災は、防災教育と防災管理の視点から学校教育活動全体のなかで組織的かつ計画的に行うことが必要である⁽⁵⁾。そして、防災管理では、発災から教育再開までの段階ごとに課題を抽出して、対策を講じる必要があると指摘されており⁽⁶⁾、避難所の開設や支援は防災管理に

表1. A県内で福祉避難所に指定されている学校園数

市町村	福祉避難所 指定数	福祉避難所に指定され ている学校園種と数
29市町村	202ヶ所	28校園
a市	55ヶ所	県立特別支援学校 3
b市	10ヶ所	市立幼稚園 4 市立小学校 1 市立中学校 1
c市	24ヶ所	市立こども園 5 市立幼稚園 10
d町	4ヶ所	町立こども園 2
e町	2ヶ所	町立こども園 1
f村	2ヶ所	村立こども園 1

位置づけられる。

学校防災管理では、すべての学校は、自然災害等の発災時に子どもが学校にいた場合には、学校教職員はまずは自分自身と子どもの命を守る必要がある。そして、発災直後には、子どもを学校に留まらせて安全確保をしつつ、避難場所として近隣から避難してくる住民への対応を迫られることが想定される。また、一次避難所指定を受けている学校では一次避難所を開設することにもなる。一方、福祉避難所指定を受けている学校では、発災後数日～1週間のちには、地域の災害時要援護者を受け入れることになる。そして、すべての学校が、発災後の早い段階で学校を再開し、教育再開・教育継続の方策を考えなければならない。

そのため、学校防災としては、防災教育とともに防災管理を十分に行う必要がある。そして、指定避難所になっている学校では、平常時から避難所開設のための対応を自治体と協議しておく必要がある。また、指定避難所になっていない学校でも、発災直後には避難場所になる可能性が高く、その対応について教職員間や自治体、教育委員会、自治会などと話し合っておくことが望ましい。

そこで、本研究では、a市から福祉避難所の指定を受けている県立特別支援学校に着目して、学校防災管理の取り組みの現状を把握し、その課題について考察する。

2. 研究方法

2.1. 福祉避難所(養護学校)の設置運営について

a市危機管理課への訪問によるヒアリング調査を行い、福祉避難所の設置運営の準備について把握した。調査日は2016年8月31日である。

2.2. a市内の県立特別支援学校の防災管理の把握

a市内の県立特別支援学校3校(以下、X校、Y校、Z校と表記する)への訪問によるヒアリング調査、および郵送によるアンケート調査を行い、学校防災管理の現状を把握した。聞き取り調査の実施日は、X校2016年8月31日、Y校2016年2月18日、Z校2016年9月1日である。アンケート調査期間は2016年11月9日～30日である。3校の概要を表2に記す。

表2. a市内の県立特別支援学校の概要

	児童生徒数	教職員数	障害種別
X校	198人	130人	知的障害
Y校	218人	135人	知的障害
Z校	104人	97人	肢体不自由、病弱

2.3. a市内の県立特別支援学校教職員の防災意識の把握

2.3.1. 調査概要

a市内の県立特別支援学校3校教職員へのアンケート調査を行い、教職員の防災意識を把握した。

まずは3校それぞれを訪問し管理職に調査が可能な教職員数を聞いた。X校とY校は教職員50人程度への配票は可能であること、Z校は教職員97人全員への配票が可能であることの返答を得た。そこで、X校とY校は郵送、Z校は訪問により配票をし、3校すべて管理職と各教職員の間で個票配付・受取りを依頼した。そして、各校分を郵送により回収した。各校への配票数、回収数を表3に記す。3校への合計配票数は197票、回収数は130票であり、すべて有効回答票であった(回収率・有効回答率66.0%)。調査期間は2016年11月9日～30日である。

表3. 調査概要

	配票数	回収数	回収率・有効回答率
X校	50票	35票	70.0%
Y校	50票	34票	68.0%
Z校	97票	61票	62.9%
計	197票	130票	66.0%

2.3.2. 調査対象者の属性

調査対象者の属性を表4に記す。男性37.7%、女性59.2%であり、20～50代の年齢層である。職種は教員が94.6%である。

表4. 調査対象者の基本属性

性別	男性 49人 (37.7%)、女性 77人 (59.2%)、 無回答 4人 (3.1%)
年齢	20代 29人 (22.3%)、30代 38人 (29.2%) 40代 29人 (22.3%)、50代 34人 (26.2%)
職種	教員 123人 (94.6%)、事務職員 4人 (3.1%) その他 3人 (2.3%)

3. 結果

3.1. 福祉避難所(養護学校)の設置運営について

3.1.1. 福祉避難所の設置

a市には、声かけ等で大丈夫なケースから、重篤なケースまで、約2万7千人以上の災害時要援護者がいると推計されている。そのため、発災時に一次避難所等へ避難の後、適切な処置や搬送を行うために対象者の優先度を決定して選別をするトリアージ等の手続を経て、症状や必要性によってそれぞれの福祉避難所に避難してもらう趣旨で福祉避難所を指定している。

a市では、現在までに55ヶ所の福祉避難所を指定しており、その内訳は、「公的施設」7施設(総合福祉センター、老人福祉センター、福祉センター)、「民間施設」37法人45施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、障害者施設)、「養護学校」3校(県立特別支援学校)である⁽³⁾。

県立特別支援学校3校については、a市危機管理課が各校とA県教育委員会との間で調整を重ね、平成26年2月に「福祉避難所(養護学校)設置運営に関する協定」(以下「協定書」と表記する。)をa市と各校の間で締結している⁽⁷⁾。

3.1.2. 要援護者に対する支援体制

要援護者には障害の分野(身体、知的、精神、高齢等)によるトリアージが実施され、症状や必要性に応じて「民間施設」か「公的施設」「養護学校」、または一般避難所の福祉スペースへ入所させることにしている(図1)。

福祉避難所への要援護者の移送は、その親族、近隣居住者等の支援者が行うことを基本としている(協定書第8条)。要援護者の親族等も、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与すると認められる場合には同じ福祉避難所に入所させる(協定書第3条)。

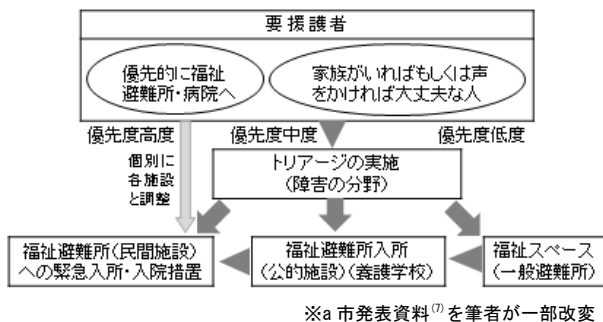


図1. 要援護者に対する支援形態

3.1.3. 福祉避難所の設置運営

a市危機管理課では、避難者一人当たり4㎡として県立特別支援学校3校の避難者収容人数を算出しており、X校は380人、Y校260人、Z校180人と概算している。発災後から特別支援学校との連携を随時とり、発災3日後以降に特別支援学校を福祉避難所として開設することを考えている。しかし、同課では、特別支援学校が福祉避難所として機能するためには、ベッドやスペース確保に準備を要するため、「民間施設」や「公的施設」の指定福祉避難所よりも開設するまでに時間がかかるであろうと推測している。

福祉避難所の開設および運営にあたり、a市は特別支援学校に対して、「学校管理施設の提供」とともに、市職員と協力して「福祉避難所の開設および運営」「要援護者の受け入れ体制の整備」について協力を要請できることになっている（協定書第5条）。特別支援学校が福祉避難所を開設する期間は7日以内で、必要な場合には7日以内での延長を繰り返すことになっている（協定書第7条）。

災害時の福祉避難所の運営は、a市の責任において行うものとされている（協定書第5条）。また、福祉避難所の運営に必要な人員ならび資機材、日常生活用品、食料、医薬品等の物資はa市が確保することになっている（協定書第9条）。しかし、現時点では、a市が行うべき準備は十分ではないという。

3.2. a市内の県立特別支援学校の防災対応

a市から福祉避難所指定を受けている県立特別支援学校X校、Y校、Z校の学校防災管理の現状を表5に示す。

3.2.1. 防災訓練

「a. 児童生徒対象の防災訓練」の実施回数は、X校では年1回、Y校では年4回、Z校では年1回である。X校では、毎年1回の避難訓練のほかに、2016年度にはA県主催のシェイクアウトに参加している。シェイクアウトは、訓練日の同時刻に一斉にそれぞれの場所で地震から身を守る行動の確認を行うものであり、2008年にアメ

リカで始まった防災訓練である。Y校は防災訓練の実施回数が多く、そのなかでも「防災給食」は、災害用に備蓄している飲料水や非常食の賞味期限が近付いてきたものを活用した学校給食である。Y校の学校給食は自校式であり、この「防災給食」は、ローリングストックで食品ロスを出さないメリットと、児童生徒が非常食に慣れておくというメリットがあると考えて実施している。

「b. 教職員対象の防災訓練」を定例で実施しているのはY校のみである。「c. 保護者を含む防災訓練」、「d. 地域を含む防災訓練」についてもY校のみが実施している。

Y校で実施している「PTA親子避難所体験」では、非常食の体験と、避難所生活を想定した暗闇体験や段ボールを用いた避難所生活体験、防災講話等を行っている。毎年実施しているこの訓練には、児童生徒とその保護者、教職員、地域の自主防災・防犯会、A県教育委員会、a市危機管理課が参加している。2015年度実績では、21組42人の親子が参加している。Y校によると、地域住民に参加してもらうことは、学校の構造や障害のある児童生徒の様子を知ってもらったり、防災について地域と一緒に考えたりする機会になっているという。Y校は、災害時を想定した避難所体験は非日常的行動であり、障害のある児童生徒への防災教育としては実施に困難を伴うが、実践的訓練の意義を感じているという。そして、今後も実施内容の充実と参加率の向上にむけて取り組んでいきたいと考えている。

3.2.2. 災害用備蓄

「児童生徒用の飲料・非常食の備蓄」については、X校では24～48時間分、Y校では48時間分、Z校では24時間分のストックをしている。「教職員用の飲料・非常食の備蓄」は、Y校では48時間分のストックをしている。X校、Z校では教職員用ストックはしていないが、X校では「学校防災力を向上させるためには教職員自身の防災意識を高めることが必要」という考えから、教職員各自で準備をするように促している。

3.2.3. 一次避難者の受入準備、福祉避難所の開設準備

「一次避難者の受入準備」「福祉避難所の開設準備」は、3校すべてが実施しておらず、教職員と児童生徒以外の者が学校に避難してくることを想定した準備は行われていない。

3.2.4. 地域との関わり

X校、Y校では、地域に出て行ったり、地域の人に学校に来てもらったりしながら、児童生徒が地域の人と関わる場面を作っている。Z校では、もっと地域との関わりを大切にしたいと考えているが、現状では深く関わる事ができていないと自己評価をしている。

表5. a市内の県立特別支援学校の防災管理

	X校	Y校	Z校
①防災訓練			
a.児童・生徒対象 2016年度実施内容	年1回 ・避難訓練 ・県主催シェイクアウトへの参加 (単年度)	年4回 ・小中高別スクールバス避難学習 ・地震火災避難学習 ・地震速報対応訓練 ・防災給食	年1回 ・防災学習
b.教職員対象 2016年度実施内容	なし	年2回 ・消火訓練 ・講師研修	過去に1回
c.保護者含む 2016年度実施内容	なし	年1回 ・PTA親子避難所体験(希望者)	なし
d.地域含む 2016年度実施内容	なし	年2回 消火訓練とPTA親子避難所体験に、 自主防災・防犯会の人に参加する	なし
②災害用備蓄			
a.児童・生徒用 の飲料・非常食	24-48時間分	48時間分	24時間分
b.その他、児童生徒用 の備蓄	薬、緊急情報カード(薬カード、 緊急時の引き渡しカード)、 おむつ、着替えの服、お菓子、 おもちゃやぬいぐるみ、非常用 アルミシートなど個人に応じて 準備。	薬、おむつ、ビニル袋、カイロ、 非常用アルミシート	薬、緊急情報カード(薬カード、 緊急時の引き渡しカード)、 おむつ、個人に応じた食品、 非常用アルミシート、その他 保護者が必要と認めるもの。
c.教職員用の備蓄	各自準備を指導	48時間分	なし
d.その他、災害用備蓄 品や災害時に活用で きる日常品	日常の備品を災害時に使える かどうかという視点でリストアッ プしている。	備蓄品) センサーライト、ポリタンク、 ナプキン、ティッシュ、乾電池、 マスク、手袋、ゴミ袋、文房具、 ガムテープ、工具セット、 懐中電灯、ラジオ、軍手、ラップ、 発電機、その他 日常品) 古新聞、バケツ、投光器、 スコップ、鍬、チェーンソー、 充電式電動工具、脚立	備蓄品) 懐中電灯、自家発電機、 アンビューバック、吸引器、 その他 日常品) 簡易水タンク用の段ボールと ビニル袋、 カップや防寒着用のゴミ袋、 簡易シャワーハンドル用の ペットボトル
③一次避難者の受入準備	なし	なし	なし
④福祉避難所の開設準備	マニュアル作成中	なし	なし
⑤地域との関わり			
2016年度実施内容	通年 ・教育協議会ボランティアによ る活動支援 ・高等部生徒による地域学習 ・中等部生徒によるしおりの プレゼント、エコキャップ回収 ・地域の文化交流会を学校で 開催	年4回 ・近隣高等学校との文化祭交流 ・地域のふれあい祭りに出店 ・学校文化祭に地域の人を招待 ・校内作品展に地域の人を招待	年3回 ・PTA絵本バザー ・PTAバザー ・児童生徒会が高齢者施設を 訪問

3校とも、県立特別支援学校には、市立小中学校区よりも広いエリアから子どもが通学してくるため、学校と地域のつながりが作りにくい側面があると言っている。そして、3校ともに、地域の人に特別支援学校の児童生徒を知ってもらうための仕掛けが大事だと考えている。特にY校では、様々に工夫をしていくなかで、教職員と児童生徒が地域に顔見知りがあるような関係性にまで発展してきたと自己評価をしている。

3.3. a市内の県立特別支援学校教職員の防災意識

a市から福祉避難所指定を受けている県立特別支援学校X校、Y校、Z校に勤務している教職員の学校防災の意識を把握した。

まず、①学校に自分用防災袋を準備しているか、②校内の危険箇所を確認しているか、③勤務中に発災した時の児童生徒の避難方法をわかっているか、④発災時の保護者との連絡方法を確認しているか、について尋ねた。なお、①については、Y校では学校が教職員用に飲料水や非常食の備蓄をしているため(3.2.2および表5参照)、X校、Z校の教職員に尋ねた。その結果を図2に示す。

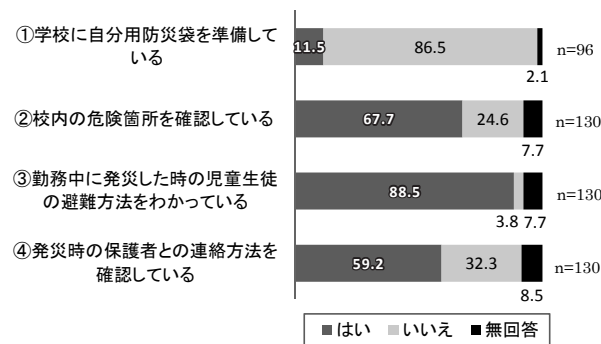


図2. 教職員の防災対策

「③勤務中に発災した時の児童生徒の避難方法をわかっている」という教職員は88.5%である。しかし、「②校内の危険箇所を確認している」という教職員は67.7%、「④発災時の保護者との連絡方法を確認している」という教職員は59.2%に留まる。また、「①学校での自分用防災袋を準備している」という教職員は11.5%であった。

次に、①災害時に児童生徒の安全を守る自信があるかどうか、②勤務校は防災対策ができていないかどうか、③学校防災により一層取り組みたいかどうか、について尋ねた結果を図3に示す。

「①災害時に児童生徒の安全を守る自信がある」と「とても思う」と回答した教職員は3.1%である。「やや思う」55.4%を合わせても、災害時に児童生徒の安全を守る自信がある教職員は58.5%に留まった。また、「②勤務校は防災対策ができていない」と思っている教職員は46.1%

(とても思う3.8%、やや思う42.3%)であり半数に満たない。一方で、「③学校防災により一層取り組みたい」という意欲は90% (とても思う52.3%、やや思う37.7%)の教職員がもっている。

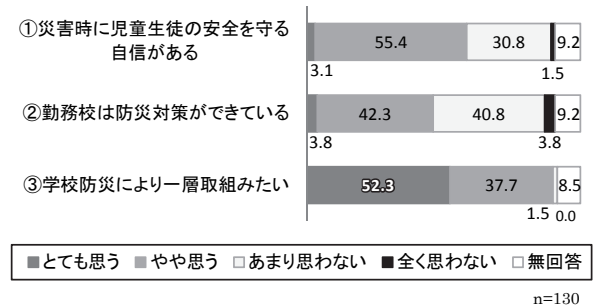


図3. 教職員の防災意識

4. 考察

a市から福祉避難所の指定を受けている県立特別支援学校に着目して、学校防災管理の現状と課題を考察する。

4.1. 指定者の現状と課題

a市では、県立特別支援学校を市の福祉避難所として指定するにあたって、市と県教育委員会と各学校の間で協議が行われ、「福祉避難所(養護学校)設置運営に関する協定」が締結されている。

a市は、発災3日後以降に特別支援学校を福祉避難所として開設することを考えている。福祉避難所の運営はa市の責任において行い、運営に必要な人員、資機材、物資等は市が確保することになっている。また、a市は県立特別支援学校3校に「学校管理施設の提供」とともに、本来業務に支障のない可能な範囲で「福祉避難所の開設及び運営」「要援護者の受入体制の整備」について協力を要請できることになっている。

福祉避難所を開設・運営する場合には、医薬品や介護用品、要配慮者に配慮した食料、ベッド、担架のほか、車いす、歩行補助具、補聴器などの補装具、その他要配慮者の生活を支援するための様々なものが必要になってくる。これらは発災当初の段階ですぐに調達することは難しく、一定程度の備蓄と発災後に速やかに調達できるような準備が要るだろう。また、福祉避難所は一般避難所のように当事者における避難所運営への期待は難しく、さらに、学校教職員には児童生徒の安全を守り学校再開に向けた本来業務がある。そのため、特別支援学校を福祉避難所として運営するにあたっては障害者への支援について知識を持っている支援人材の確保が重要になってくるだろう。

つまり、学校施設を福祉避難所として開設するために

は、物資・器材の準備や支援人材の確保などが必要になり、その準備がないと開設までに時間がかかることになる。一方で、特別支援学校がまず行うべき防災管理は、児童生徒の安全・安心を確保できる施設環境を整備することと、教職員一人ひとりが自分自身の命を守り、児童生徒の命を守ることができる防災力をつけることである。したがって、福祉避難所開設にむけた準備は、市が強いリーダーシップをもって学校施設を福祉避難所として機能させるための準備をする必要がある。しかし、現状としては、a市ではその準備が進んでいない。

また、a市内の特別支援学校が福祉避難所を開設する期間は7日以内となっており、必要な場合には7日以内での延長を繰り返すことになっている。先の熊本大震災の報告では、福祉避難所は要配慮者が入所した時点で退所調整があることが報告されている⁽²⁾。退去先は、自宅、民間アパート、有料老人ホーム、養護老人ホーム、入院、仮設、公営住宅、親族宅等々に及び、要配慮者一人ひとりの退去先調整が迅速に進むかどうか、学校再開の時期と関係してくる。

つまり、学校を福祉避難所として開設した場合には、開設期間が長期化すると学校の再開に支障が出る可能性が大きく、a市は福祉避難所機能の早期解消を図るための準備も必要になってくる。

4.2. 特別支援学校の現状と課題

特別支援学校がまず行うべき防災管理である、発災時に教職員が自分自身の命を守ること、そして児童生徒の命を守ることの準備は、a市内の県立特別支援学校3校では防災訓練や研修等を行いながら進められている。また、児童生徒が数時間～数日間学校に滞在することを想定した備蓄食などの準備は、教職員用のそれよりも先に進められている。

しかし、a市内の県立特別支援学校3校では、発災直後に近隣住民が避難してくることを予想した一次避難者の受入準備や、発災数日後の福祉避難所開設に関する準備は進んでいない。

総じて、a市内の県立特別支援学校3校では、災害時に児童生徒の安全を守るための準備は進められているが、教職員および児童生徒以外の者が学校に入ることを想定した準備は行えていない。県と学校の間で協議をして、発災時に地域住民が避難してきた場合の対応を考えておく必要がある。さらに、福祉避難所として指定している市と、学校設置者である県との協議や連携により、福祉避難所開設のことも考えておく必要がある。

一方、a市内の県立特別支援学校3校では、地域との関係づくりを大切にしている。多くの県立学校では、市町村立学校よりも校区が広い。そのため、PTA活動が地域活動とも連動しにくく、また、異なる自治体の予算

上、県立学校が市町村に対して何をすべきか容易に答えが出ない。しかし、a市内の県立特別支援学校3校では、学校の近隣住民に児童生徒のことを知ってもらうこと、理解してもらうことが大切だと考え、学校と地域との関係性を重視している。そのことは、災害時に児童生徒にとって安全・安心な合理的配慮のある避難場所・避難所環境づくりにつながる可能性を含む。今後、地域と連携した学校防災管理の推進や、学校防災と地域防災を区別しない協働体制づくりの推進が望まれる。

各校でそのような体制づくりを目指すなかで、教職員の防災意識が伴っていない現状もある。半数程度の教職員は勤務校の防災対策が不十分だと思いつつ、多くは自分自身の防災対策をしていない。また、校内の危険箇所や災害時の保護者との連絡方法も十分に確認できていない。さらに、災害時に児童生徒を避難させる方法はわかっていても、それが児童生徒の安全を守れるという自信にまでつながっていない教職員もいる。

児童生徒が学校にいる時に発災した場合には、教職員は自分自身と児童生徒の命を守ることが最優先であり、次には保護者に連絡をして、児童生徒を保護者に引き渡す必要がある。数時間～数日の間、児童生徒とともに学校で滞在する方が安全な場合もある。一方で、児童生徒が家庭等にいる時に発災した場合には、教職員は保護者に連絡をして児童生徒の安否確認をする必要がある。しかし、本調査からは教職員にはそのような対応が求められるという認識が高くないことがわかった。

災害を自分事とするためには主体的で実践的な取組が効果的であると報告されている⁽⁸⁾。本調査からは、ほとんどの教職員が学校防災に取り組みたいという意欲を持っていることもわかっている。各校においては、全教職員の防災自己管理能力を向上させつつ、全教職員を巻き込んで学校防災管理に取り組むなど、教職員一人ひとりの力を活かした学校防災の取り組み方の再検討が必要だろう。

5. 今後の課題

災害時要援護者のなかには一次避難所の環境が好ましければ、福祉避難所に移動しなくてもその場で過ごせる人も多くいる。そのためにも一次避難所には、災害時要援護者のための福祉スペースを確保するなどの工夫が必要になってくる。しかし、多くの一次避難所は合理的配慮に欠けるという問題も指摘されている。

多くの学校園が一次避難所指定をうけており、福祉避難所指定を受けている学校園もある。各学校園内外の協働や牽引力のもとで研修や実践型避難所設置運営訓練をするなど、災害に強い地域づくりの視点をもって学校防災管理の方策を検討する必要がある。

引用文献

- (1) 内閣府(防災担当)「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」p.2、2016.4
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_hukushi_guideline.pdf>
(入手日:2018.2.26)
- (2) 吉井壯馬:福祉避難所の運営について、居住福祉研究、24、pp.31-41(2018.1)
- (3) 福祉避難所一覧表(平成29年1月1日現在)
<<http://www.pref.nara.jp/secure/174589/ichiran.pdf>>
(入手日:2017.6.7)
- (4) 避難所施設一覧(平成29年4月1日現在)
<<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1163667407528/simple/hinansyoichiranPDF.pdf>>(入手日:2017.6.7)
- (5) 鈴木英男・神野建・安岡広志:学校の危機管理に関する一考察:津波被害の事例から、東京情報大学研究論集、18(1)、pp.6-10(2014)
- (6) 中野晋・宇野宏司・照本清峰・高西春二:豪雨災害時の学校防災管理の課題と対策、土木学会論文集F6(安全問題)、69(2)、pp.I_147-I_152(2013)
- (7) 福祉避難所(養護学校)の設置運営に関する協定の締結について
<<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1389343245899/files/k26021002.pdf>>
(入手日:2018.2.26)
- (8) 鈴木光:いかに“災害を自分ごと”とするか:自分で作る「my減災マップ」の開発研究とその効果(地震防災分野:実践的地震防災教育・活動)(平成27年度)、東濃地震科学研究所報告、37、pp.59-71(2016)